

第二十六條 總會の決議は法律上特別の規定ある外出席株主議決權の過半数を以て爲す可否全數なる時は議長之を決す

第二十七條 總會の議長は社長之に任じ社長ノ事故ある時は他の取締役之を代理す

第二十八條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

第二十九條 總會の決議は其の要領を記録し議長及出席株主二名署名して之を當會社に備置くべし

第三十條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

第三十一條 總會の決議は其の要領を記録し議長及出席株主二名署名して之を當會社に備置くべし

第三十二條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

第三十三條 總會の決議は其の要領を記録し議長及出席株主二名署名して之を當會社に備置くべし

第三十四條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

第三十五條 總會の決議は其の要領を記録し議長及出席株主二名署名して之を當會社に備置くべし

第三十六條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

第十七條 株主の議決權は一株に付一個とす

第十八條 總會の決議は法律上特別の規定ある外出席株主議決權の過半数を以て爲す可否全數なる時は議長之を決す

第十九條 總會の議長は社長之に任じ社長ノ事故ある時は他の取締役之を代理す

第二十條 株主自ら總會に出席すること能はざる時は他の株主に限り委任し其の議決權を行ふことを得

第二十一條 總會の決議は其の要領を記録し議長及出席株主二名署名して之を當會社に備置くべし

第四章 役員

第二十二條 當會社の役員は左の如し

取締役 拾名以内 監査役 參名以内

取締役中互選を以て社長及事務取締役常務取締役各壹名を置く